

岩手県青少年問題協議会設置条例
(昭和 29 年 7 月 5 日条例第 40 号)

[沿革] 昭和 30 年 7 月 3 日条例第 22 号、41 年 10 月 13 日第 33 号、42 年 10 月 13 日第 25 号、48 年 7 月 16 日第 45 号、50 年 12 月 23 日第 39 号、平成 9 年 3 月 27 日第 63 号、12 年 12 月 18 日第 84 号、26 年 3 月 28 日 28 号改正

岩手県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

岩手県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第1条の規定に基づき、知事の諮問機関として岩手県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
一部改正〔昭和 41 年条例 33 号・平成 9 年 63 号・12 年 84 号〕

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員 20 人以内をもつて組織し、委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
(1) 学識経験者
(2) 関係行政機関の職員
2 学識経験のあるもののうちから任命された委員の任期は、2 年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
一部改正〔昭和 41 年条例 33 号・48 年 48 号・平成 26 年 28 号〕

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。
2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
一部改正〔昭和 41 年条例 33 号・平成 26 年 28 号〕

(会議)

第4条 協議会は、知事が招集する。
2 協議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
一部改正〔昭和 41 年条例 33 号〕

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、環境生活部において処理する。
一部改正〔昭和 30 年条例 22 号・41 年 33 号・42 年 25 号・50 年 39 号・平成 9 年 63 号〕

(補則)

第6条 この条例に定めるものを除くほか協議会の運営その他に關し、必要な事項は知事が定める。

一部改正〔昭和 41 年条例 33 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 30 年 7 月 3 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 30 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 41 年 10 月 13 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 10 月 13 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 7 月 16 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 12 月 23 日条例第 39 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 63 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 18 日条例第 84 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 28 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。